

議 第 7 号

スマート農業の推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の農業現場では、担い手の不足や高齢化の進行等に加え、長年の経験や勘に頼った作業が多く、習得には時間を要することや、人手を必要としたり危険を伴う場面が多いこと等が課題であり、ICTやAI等の先端技術を活用したスマート農業の推進により、農業経営を改善することが期待されている。

こうした状況を受け、国は、農業現場や経営への先端技術の導入による効果検証を行っているほか、本年6月には、「農業新技術の現場実装推進プログラム」を策定し、技術の導入により実現することが期待される将来像や必要な施策等を示した。また、本県も、農業者への先端機器の貸し出し等により、スマート農業導入の加速化を図っているところである。

しかしながら、農業者の関心は高い一方で、価格が高額であるなどの理由により、先端機器の導入を考えていないとの声も多い。また、気象や過去の収量等のデータを集約・統合し活用できる農業経営者が不足しているため、実証事業等を通じた人材育成の仕組みを整備することが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、農業現場における省力化や生産性の向上を図るため、新技術の実装に向けた実証事業を継続して行うことに加え、先端機器の導入に係るコストを低減する施策や、データを活用した営農方法のモデル化の実施等により、スマート農業を推進するよう強く要請する。